

T E Sに関する規則集

■ T E Sアフターケア規程

■ T E S会会則

一般社団法人日本衣料管理協会

TESアフターケア規程

(目的)

第1条 この規程は、繊維製品品質管理士（以下『TES』という。）のアフターケアに関し必要な事項を定め、TES資格者の繊維製品の品質管理業務に関する知識及び技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 繊維製品の品質管理に関する研究と、技術・情報の交流
- (2) 研究会、勉強会、見学会などの企画、開催
- (3) 経済産業省等の関係官庁との情報交換会の企画、開催
- (4) 前項(1)～(3)の実施を円滑ならしめるための会員組織の設立と運営
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(TES会)

第3条 協会は前条(1)～(5)の事業の円滑な実施を図るため会員組織（以下『TES会』という）を設立し運営する。

2 TES会についての細目は別に定める。

(TES部会)

第4条 協会は、常任委員会にTES部会を設け、TESアフターケアの企画・実施及びTES会の指導助言にあたる。

(行事参加費)

第5条 TESアフターケアの行事に参加するものは、別に定める参加費を納めなければならない。

2 会員の参加者と会員外の参加者とは参加費を別枠とする。

(細則)

第6条 本規程の実施に必要な細則は、理事会において定める。

(改廃)

第7条 本規程の制定改廃は理事会の議決による。

(付則)

1. 本規程は、昭和58年8月29日より施行する。
2. 平成10年9月9日一部改正。
3. 平成21年9月17日一部改正。

TES会会則

(総則)

第1条 本会則は、『TESアフターケア規程』第2条の事業の実施を円滑ならしめるため、同規程第3条第2項に基づく会員制度（TES会）について細目的事項を定める。

(会員)

第2条 TES会（以下『本会』という）は、繊維製品品質管理士として登録された協会会員のうち本会の主旨に賛同したものをもって組織する。

(本部)

第3条 本会は、本部を一般社団法人日本衣料管理協会（以下『協会』という）の事務局に置く。

(支部)

第4条 本会は、次の支部をおく。

- (1) 東日本支部
- (2) 中部支部
- (3) 西日本支部
- (4) 北陸支部
- (5) 中国支部
- (6) 九州会

(会長)

第5条 本会の会長は、協会の会長がこれに当たる。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(幹事)

第6条 協会は、支部毎に幹事若干名を委嘱する。

- 2 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(支部幹事会)

第7条 各支部の幹事は、支部幹事会を組織する。

- 2 各支部は、支部事業を推進するため必要に応じて幹事会を開く。

(代表幹事・副代表幹事)

第8条 各支部の幹事は、各々の代表幹事1名を互選する。

- 2 代表幹事は、支部を代表し、支部活動を統轄する。

3 各支部は、必要に応じ副代表幹事を選ぶことができる。

4 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。

(会計監査人)

第9条 各支部は支部会員のうちより会計監査人1名を選任する。

2 会計監査人は、支部の会計を監査する。

(代表幹事会)

第10条 本会は、事業計画の立案、実施の打ち合わせ並びに支部間の連絡調整のため毎年1回以上代表幹事会を開く。

2 代表幹事会は、会長が召集する。

(支部年次大会)

第11条 各支部は、原則として年1回支部年次大会を開き、年間活動報告・計画その他につき協議すると共に会員相互の交流を図る。

2 支部年次大会は代表幹事が召集する。

(TES部会)

第12条 協会のTES部会の委員は、支部幹事会、代表幹事会、支部年次大会に出席して意見を述べることができる。

(運営に関する経費)

第13条 各支部の運営経費は、支部活動の行事参加費ならびに協会補助金とする。

(旅費)

第14条 幹事会及び代表幹事会の出席に要する旅費は協会旅費規程により支給する。

(会員資格の喪失)

第15条 本会会員は、次の理由により、その資格を喪失する。

- (1) 死亡又は解散
- (2) 退会の届け出
- (3) TES資格の喪失
- (4) 除名

2 前項第2号の届け出は、その理由を付した書面をもって、あらかじめ会長にこれをしなければならぬ。また、前項第3号に掲げる理由が発生した本会会員は、その旨を書面をもってすみ

やかに会長に届け出なければならない。

(除名)

第 16 条 協会は、本会会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により、期限を定めて退会または改善を勧告し、又は社員総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を棄損したとき。
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会会員としての義務を怠ったとき。

(改廃)

第 17 条 この会則の制定、改正は理事会の承認を得なければならない。

(付則)

1. 本会則は昭和 58 年 8 月 29 日から施行する。
2. 平成 3 年 9 月 13 日一部改正。
3. 平成 10 年 9 月 9 日一部改正。
4. 平成 11 年 5 月 21 日一部改正。
5. 平成 21 年 9 月 17 日一部改正。
6. 平成 26 年 3 月 4 日一部改正。
7. 平成 28 年 9 月 16 日一部改正。
8. 令和 6 年 5 月 20 日一部改正。